

区民委員会報告資料

令和2年4月16日

報告事項件名	頁
1 足立区文化芸術劇場条例施行規則の一部改正について	2
2 足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について	6
3 足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正について	10
4 鹿浜センターの大規模改修工事及び休館時の運営等について	17
5 足立区スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について	19
6 足立区スポーツ推進委員の委嘱について	21
7 公募型プロポーザルの実施について（図書館システム再構築業務委託）	23

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	足立区文化芸術劇場条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課
内 容	<p>文化芸術劇場の文化芸術としての専門性を的確に評価していくため、より専門知識の高い委員での評価体制を推進していく。</p> <p>この評価体制に、区長の附属機関として足立区文化芸術劇場運営評価委員会を設置する必要があるため、条例施行規則の一部を改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙1・新旧対照表のとおり）</p> <p>（1）規則第15条、第16条中の委員長及び副委員長の役職名を会長及び副会長に改めた。</p> <p>（2）規則第17条に、評価委員会の組織に関する規定を追加した。</p> <p>（3）規則第18条に、評価委員会の会議に関する規定を追加した。</p> <p>2 施行年月日 令和2年4月1日</p>
今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区文化芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区文化芸術劇場条例施行規則 平成23年4月1日規則第32号</p> <p>第1条～第14条 (省略)</p> <p>(審査会の組織)</p> <p>第15条 条例第19条第4項に規定する審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 2名 (2) 区民 2名 (3) 区職員 1名</p> <p>2 審査会に、委員の互選により<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置く。</p> <p>(1) <u>委員長</u>は区職員以外の委員をもって充てる。 (2) <u>委員長</u>は会務を統括し、審査会を代表する。 (3) <u>副委員長</u>は<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 審査会の会議は、<u>委員長</u>が招集し、主宰する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは<u>委員長</u>の決するところによる。</p> <p>4 審査会の会議は、非公開とする。</p> <p>5 審査会は、指定管理者選定過程に係る公平性、透明性を確保するた</p>	<p>○足立区文化芸術劇場条例施行規則 平成23年4月1日規則第32号</p> <p>第1条～第14条 (現行のとおり)</p> <p>(審査会の組織)</p> <p>第15条 条例第19条第4項に規定する審査会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験者 2名 (2) 区民 2名 (3) 区職員 1名</p> <p>2 審査会に、委員の互選により<u>会長</u>及び<u>副会長</u>を置く。</p> <p>(1) <u>会長</u>は区職員以外の委員をもって充てる。 (2) <u>会長</u>は会務を統括し、審査会を代表する。 (3) <u>副会長</u>は<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第16条 審査会の会議は、<u>会長</u>が招集し、主宰する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは<u>会長</u>の決するところによる。</p> <p>4 審査会の会議は、非公開とする。</p> <p>5 審査会は、指定管理者選定過程に係る公平性、透明性を確保するた</p>

改正前	改正後
<p>め、審査会の議事概要を作成する。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>め、審査会の議事概要を作成する。</p> <p>6 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>(評価委員会の組織)</u></p> <p><u>第17条 条例第23条第1項に規定する評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者について委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者 5人以内</u></p> <p><u>(2) 区民 5人以内</u></p> <p><u>2 評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p><u>3 委員長は、委員の互選により選出する。</u></p> <p><u>4 副委員長は、委員長が指名する。</u></p> <p><u>5 委員長は、会務を統括し、評価委員会を代表する。</u></p> <p><u>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、評価委員会の組織に関し必要な事項は、委員長が定める。</u></p> <p><u>(評価委員会の会議)</u></p> <p><u>第18条 評価委員会の会議は、委員長が召集し、主宰する。</u></p> <p><u>2 委員長は、評価委員会を招集するときは、日時、場所、審査事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</u></p> <p><u>4 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>5 評価委員会は、特に調査及び審議する必要があるときは、小委員会を置くことができるものとし、小委員会は、評価委員会から付託された事項につき、調査検討を行う。</u></p> <p><u>6 評価委員会は、会議録を作成し、保管しなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>(様式)</p> <p>第17条 この規則における書類の様式は、別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>別表 (省略)</p>	<p><u>7 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部地域文化課において処理する。</u></p> <p><u>8 前各項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第19条 この規則における書類の様式は、別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (現行のとおり)</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>地域のちから推進部の組織改正に伴い、生涯学習支援課が新設された。それにより、生涯学習センターに関する事務が地域文化課から生涯学習支援課へ移管されたため、下記のとおり規定を整備した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙2・新旧対照表のとおり） 足立区生涯学習センター条例施行規則における様式第5号中の「地域文化」を削除した。</p> <p>2 施行年月日 令和2年4月1日</p>
今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

別紙2

改 正 前	改 正 後
<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第19条（省略）</p> <p>別表第1（第8条関係）～別表第4（第9条関係）（省略）</p> <p>様式第1号（第2条関係）～様式第4号（第9条関係）（省略）</p>	<p>○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年3月31日教育委員会規則第12号</p> <p>第1条～第19条（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第8条関係）～別表第4（第9条関係）（現行のとおり）</p> <p>様式第1号（第2条関係）～様式第4号（第9条関係）（現行のとおり）</p>

改 正 前				改 正 後			
様式第5号(第9条関係)				様式第5号(第9条関係)			
領 収 書				領 収 書			
百	十	万	千	百	十	万	千
百	十	円		百	十	円	
ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。				ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。			
年 月 日				年 月 日			
住 所 氏 名 _____ (印)				住 所 氏 名 _____ (印)			
(提出先) 地域のちから推進部 <u>地域文化</u> 課長				(提出先) 地域のちから推進部 <u>(削除)</u> 課長			
記				記			
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)		
申請日時	年 月 日 : ~ :			申請日時	年 月 日 : ~ :		
還付理由 (還付率)	(_____ 割)			還付理由 (還付率)	(_____ 割)		
[納付済使用料]		[還付金額]		[納付済使用料]		[還付金額]	
円		円		円		円	
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)		
申請日時	年 月 日 : ~ :			申請日時	年 月 日 : ~ :		
還付理由 (還付率)	(_____ 割)			還付理由 (還付率)	(_____ 割)		
[納付済使用料]		[還付金額]		[納付済使用料]		[還付金額]	
円		円		円		円	
申請施設 (予約番号)	(No. _____)			申請施設 (予約番号)	(No. _____)		

改正前		改正後	
申請日時	年 月 日 : ~ :	申請日時	年 月 日 : ~ :
還付理由 (還付率)	(割)	還付理由 (還付率)	(割)
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円	[納付済使用料] 円	[還付金額] 円
様式第6号(第10条関係)～様式第15号(第15条関係)(省略)		様式第6号(第10条関係)～様式第15号(第15条関係)(現行のとおり)	

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課
内 容	<p>地域のちから推進部の組織改正に伴い、生涯学習支援課が新設された。それにより、地域学習センターに関する事務が地域文化課から生涯学習支援課へ移管されたため、下記のとおり規定を整備した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙3・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項中に使用料還付金領収書（様式第4号の2）及び使用承認書（様式第2号）の添付について記載した。</p> <p>(2) 足立区地域学習センター条例施行規則第15条、第17条中の「地域文化課」を「生涯学習支援課」に改めた。</p> <p>(3) 様式第4号中の根拠規定を「足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項」から「足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項」に改めた。</p> <p>(4) 様式第4号の2中の根拠規定を「足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項」から「足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項」に改め、「地域文化」を削除した。</p> <p>2 施行年月日 令和2年4月1日</p>
今後の方針	区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

別紙 3

改 正 前	改 正 後
<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p>（使用料の還付） 第7条第1項～第2項（省略） 3 使用料の還付を受けようとする者は、<u>使用料還付請求書（様式第4号）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第4項（省略）</p> <p>第8条～第14条（省略）</p> <p>（審査会の組織及び運営） 第15条第1項～第5項（省略） 6 審査会の庶務は、地域のちから推進部<u>地域文化課</u>において処理する。</p> <p>第7項（省略）</p> <p>第16条（省略）</p> <p>（評価委員会の組織及び運営） 第17条第1項～第5項（省略） 6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部<u>地域文化課</u>において処理する。</p>	<p>○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年3月30日教育委員会規則第17号</p> <p>第1条～第6条（現行のとおり）</p> <p>（使用料の還付） 第7条第1項～第2項（現行のとおり） 3 使用料の還付を受けようとする者は、<u>使用料還付請求書（様式第4号）に使用料還付金領収書（様式第4号の2）及び使用承認書を添えて、</u>教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第4項（現行のとおり）</p> <p>第8条～第14条（現行のとおり）</p> <p>（審査会の組織及び運営） 第15条第1項～第5項（現行のとおり） 6 審査会の庶務は、地域のちから推進部<u>生涯学習支援課</u>において処理する。</p> <p>第7項（現行のとおり）</p> <p>第16条（現行のとおり）</p> <p>（評価委員会の組織及び運営） 第17条第1項～第5項（現行のとおり） 6 評価委員会の庶務は、地域のちから推進部<u>生涯学習支援課</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>第7項（省略） 第18条～第19条（省略）</p> <p>別表第1（第5条関係）～別表第3（第6条関係）（省略） 様式第1号（第2条関係）～様式第3号（第6条関係）（省略）</p>	<p>第7項（現行のとおり） 第18条～第19条（現行のとおり）</p> <p>付 則 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第5条関係）～別表第3（第6条関係）（現行のとおり） 様式第1号（第2条関係）～様式第3号（第6条関係）（現行のとおり）</p>

改 正 前						改 正 後						
様式第4号(第7条関係) 使用料還付請求書 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">円</div> <p>足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項の規定により上記金額の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ 氏 名 _____ (印)</p> <p>(提出先) 足立区長 足立区教育委員会</p> <p style="text-align: center;">記</p>						様式第4号(第7条関係) 使用料還付請求書 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">円</div> <p>足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項の規定により上記金額の還付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ 氏 名 _____ (印)</p> <p>(提出先) 足立区長 足立区教育委員会</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
申請施設						申請施設						
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	~	午	前	時	分
還付理由 (還付率)						(割)
[納付済使用料]	円		[還付金額]	円		[納付済使用料]	円		[還付金額]	円		
申請施設						申請施設						
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	~	午	前	時	分
還付理由 (還付率)						(割)

改正前						改正後						
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				
申請施設						申請施設						
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	～	午	前	時	分
					後					後		
還付理由 (還付率)		(割)				還付理由 (還付率)		(割)				
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				[納付済使用料] 円		[還付金額] 円				

様式第4号の2(第7条関係)

様式第4号の2(第7条関係)

改正前 領収書					改正後 領収書							
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; display: inline-block;"></div> 円					<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; display: inline-block;"></div> 円							
足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項の規定により請求した上記金額を領収しました。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ 印					足立区地域学習センター条例施行規則第7条第3項の規定により請求した上記金額を領収しました。 年 月 日 住 所 _____ 氏 名 _____ 印							
(提出先) 地域のちから推進部 <u>地域文化</u> 課長					(提出先) 地域のちから推進部 <u>(削除)</u> 課長							
記					記							
申請施設												
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	~	午	前	時	分
還付理由 (還付率)	(割)											
[納付済使用料]	円		[還付金額]	円								
申請施設												
申請日時	年	月	日	午	前	時	分	~	午	前	時	分
還付理由 (還付率)	(割)											
[納付済使用料]	円		[還付金額]	円								

改正前						改正後							
申請施設						申請施設							
申請日時	年	月	日	午	前 後	時	分	～	午	前 後	時	分	
還付理由 (還付率)						()	割)
[納付済使用料]	円		[還付金額]	円		[納付済使用料]	円		[還付金額]	円			
様式第5号(第7条関係)～様式第15号(第13条関係)(省略)						様式第5号(第7条関係)～様式第15号(第13条関係)(現行のとおり)							

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	鹿浜センターの大規模改修工事及び休館時の運営等について
所管部課名	地域のちから推進部 生涯学習支援課、地域調整課、住区推進課、スポーツ振興課、中央図書館
内 容	<p>中期財政計画に基づき、築後32年となる鹿浜センター（「地域学習センター」「図書館」「体育館」「区民事務所」「住区センター（悠々館・児童館・学童保育室）」）の大規模改修工事を下記のとおり実施する。</p> <p>また、工事に伴い鹿浜センター近隣の東京都住宅局所有用地に仮設事務所を建設し、一部業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 主な工事内容 施設の内外装、防水、設備関係（電気設備、照明のLED化、空調設備、給排水衛生設備等）、ユニバーサルデザイン化（だれでもトイレ、音声誘導装置等）、外構（駐輪場・駐車場）等の改修 なお、外壁、内装建材、配管のアスベスト除去工事を含む。</p> <p>(2) 予定工事期間 令和2年9月から令和3年6月下旬まで</p> <p>2 工事期間中の施設の運営</p> <p>(1) 休館期間 令和2年9月から令和3年7月中旬まで</p> <p>(2) 仮設事務所による運営業務・期間及び窓口受付時間</p> <p>ア 図書館（予約図書受渡の窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月から令和3年6月中旬まで ・ 平日 午前9時から午後4時まで <p>※ブックポストの設置を予定</p> <p>イ 区民事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年9月から令和3年7月中旬まで ・ 平日 午前8時30分から午後5時まで <p>ウ 住区センター（児童館・学童保育室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年9月から令和3年7月中旬まで ・ 月曜日から土曜日まで（祝日を除く） <p style="text-align: center;">午前9時30分から午後6時まで</p>

3 仮設事務所の設置概要

(1) 所在地・構造

ア 足立区鹿浜六丁目12番（北鹿浜第2都住敷地内）

イ 軽量鉄骨平屋1階建（延床面積：1,152.07㎡）

(2) 建設請負業者

日成ビルド工業株式会社

(3) 建設期間

令和2年6月から8月下旬まで

【参考地図】



問題点
今後の方針

- 1 大規模改修工事及び仮設事務所の建設においては、区民の安全に十分に配慮する。
- 2 区民や利用者への周知は、あだち広報、ホームページ、ポスター等で行う。なお、関係団体等への事前説明は各々の所管課が行う。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	足立区スポーツ推進委員に関する規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>足立区スポーツ推進委員に関する規則の一部を以下のとおり改正した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 委員定数配置の見直し及び経過措置の設定に伴い、委員人数の超過が見込まれるため。</p> <p>2 改正内容（詳細は、別紙4・新旧対照表のとおり） 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、規則内にて規定する委員の人数を 85人以内 ⇒ 86人以内 とする経過措置を設けた。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p> <p>4 経過 昭和63年以降、人口分布の変化が懸念される中でも、長年に渡って大きな見直しがなかった委員定数配置について、配置手順を見直すとともに人口分布に則した委員定数の再配置を行った。 しかし、委員定数の変更は委員活動及び地域へ影響を与えるため、再配置により定数が減となる地域については、選考要綱において「令和2年4月から令和4年3月末までの間に限り定数の変更を行わないことができる」経過措置を設けた。 同時に、規則で規定する委員の人数に対して超過が見込まれるため、規則において経過措置を設けた。</p>
問 題 点 今後の方針	この改正により、委員定数再配置に伴い見込まれる一時的な人数超過に対応する。

足立区スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区スポーツ推進委員に関する規則 平成23年4月1日規則第41号</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(委員の人数)</p> <p>第5条 委員の人数は、85人以内とする。</p> <p>第6条～第10条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の前日に足立区体育指導委員に関する規則（昭和37年足立区教育委員会規則第1号）第3条の規定により足立区教育委員会が行った委員の委嘱については、第3条の規定により区長が行った委員の委嘱とみなす。</p>	<p>○足立区スポーツ推進委員に関する規則 平成23年4月1日規則第41号</p> <p>第1条～第4条 現行のとおり</p> <p>(委員の人数)</p> <p>第5条 委員の人数は、85人以内とする。</p> <p>第6条～第10条 現行のとおり</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の前日に足立区体育指導委員に関する規則（昭和37年足立区教育委員会規則第1号）第3条の規定により足立区教育委員会が行った委員の委嘱については、第3条の規定により区長が行った委員の委嘱とみなす。</p> <p><u>(委員の人数についての特例)</u></p> <p>3 <u>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における委員の人数についての第5条の適用については、同条中「85人」とあるのは、「86人」とする。</u></p> <p>付 則 <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	足立区スポーツ推進委員の委嘱について
所管部課名	地域のちから推進部 スポーツ振興課
内 容	<p>平成30年4月1日付にて委嘱したスポーツ推進委員の任期が、令和2年3月31日をもって満了したため、「足立区スポーツ推進委員に関する規則」に基づき、以下のとおり新たに委員を委嘱した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間） 2 委員 別紙6「令和2・3年度 スポーツ推進委員名簿」のとおり ※82名に委嘱（うち新任16名） ※現在、欠員となっている地区の3名については、委員推薦調整中 3 推薦団体 足立区青少年対策地区委員会
問 題 点 今後の方針	委員推薦調整中の地区については、候補者の推薦があり次第委嘱する。

ブロック	No	氏名	地区対	備考
第一ブロック	1	山崎 みえ子	常東	
	2	竹内 良司	常東	
	3	増田 郁夫	常東	
	4	大山 幸江	第3	
	5	右高 伴子	第3	
	6	寺澤 昌記	第3	新任
	7	遠藤 富美恵	第4	
	8	鶴居 聡子	第4	新任
	9	右ノ子 真	第5	
	10	川口 範	第5	
第二ブロック	11	高松 恵	江南	
	12		江南	欠員
	13	茂出木 幸子	新田	
	14	仲佐 勇治	新田	
	15	鈴木 隆之	江北	
	16	瀬口 広子	江北	
	17	持田 勤	江北	
	18	荒川 祥司	鹿浜	
	19	松沢 幸雄	鹿浜	
	20	中野 正恵	鹿浜	
	21	森田 誠次	鹿浜	
	22	石塚 祐二	鹿浜	新任
	23		鹿浜	経過措置
三ブロック	24	飯ヶ谷 美恵	興本	
	25	登坂 涉	興本	
	26	菫沢 信子	興本	
	27	松下 豊臣	第7	
	28		第7	欠員
	29	渡部 恭一	第10	
	30	渡辺 美香	第10	
	31	飯田 直樹	第10	新任
	32	小林 裕子	第11	
	33	日比谷 千明	第11	
	34	今石 潤	第11	新任
	35	桑原 敏昭	西新井	
	36	森 美枝	西新井	
	37	大内 昭子	西新井	
	38	鈴木 美舟	西新井	
	39	松本 洋子	西新井	新任
	40	竹橋 司	西新井	新任

ブロック	No	氏名	地区対	備考
第四ブロック	41	田中 明久	中央南	
	42	近藤 尚登	中央南	
	43	西方 雅良	弘道	
	44	森田 和美	弘道	
	45	大庫 利之	中央	
	46	森本 一郎	中央	
	47	原元 隆光	中央	
	48	古性 力	綾瀬	新任
	49	山野 一郎	綾瀬	
	50	下田 康行	綾瀬	
	51	伊原 次郎	綾瀬	
	52	神谷 秀行	綾瀬	
	53	太田 幸司	綾瀬	新任
	54	大江 英樹	綾瀬	新任
	55	羽住 敏久	中川	
	56	井門 明洋	中川	
第五ブロック	57	星野 英雄	神明	
	58	堀内 昇治郎	神明	
	59	石田 正次	神明	新任
	60	野本 なえ子	佐野	
	61	牧 健一郎	佐野	
	62	赤荻 基納	佐野	
	63	小笠原 光	保塚	
	64	庄司 公七	保塚	
	65	鈴木 敏夫	保塚	
	66	對馬 時政	保塚	新任
	67	永島 光栄	花畑	
	68	飯島 正明	花畑	
	69	小倉 史子	花畑	新任
第六ブロック	70	野澤 智子	竹の塚	
	71	石丸 亜佐子	竹の塚	
	72	浅利 栄子	竹の塚	
	73	山内 清光	竹の塚	
	74	久保田 由紀子	竹の塚	
	75	小林 祐子	竹の塚	新任
	76		竹の塚	欠員
	77	上野 美雪	伊興	
	78	草野 有子	伊興	
	79	柳原 多津子	伊興	
	80	野原 和也	伊興	新任
	81	本多 正道	伊興	新任
	82	多々良 晴美	舎人	
	83	福田 陽子	舎人	
	84	加藤 英男	舎人	
	85	平柳 克芳	舎人	
	86	渋谷 竜一	舎人	

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年4月16日

件 名	公募型プロポーザルの実施について（図書館システム再構築業務委託）									
所 管 部 課 名	地域のちから推進部 中央図書館 政策経営部 情報システム課									
内 容	<p>公募型プロポーザルの実施について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 業務名 足立区図書館システム再構築業務委託</p> <p>2 業務内容 図書館システムの再構築業務を委託するため、公募型プロポーザルを実施し、事業者を選定する。</p> <p>3 履行期間 令和3年1月から令和3年12月 ※ システムの稼働開始時期は令和4年1月を予定</p> <p>4 選定委員会の委員構成 合計5名の委員で構成、委員の内訳は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="451 1319 1399 1471"> <thead> <tr> <th>委員区分</th> <th>役職・所属</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td> <td>大学教授</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>区職員</td> <td>副区長・管理職</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 スケジュール（概要） 令和2年 6月中旬 第1回選定委員会（提案書提出依頼の決定） 令和2年 7月上旬 公募（参加表明事業者の募集） 令和2年 7月～9月 提案書作成依頼・提案書評価 令和2年10月中旬 最終選定委員会（契約候補事業者の特定） 令和2年12月下旬 契約締結</p>	委員区分	役職・所属	人数	学識経験者	大学教授	3人	区職員	副区長・管理職	2人
委員区分	役職・所属	人数								
学識経験者	大学教授	3人								
区職員	副区長・管理職	2人								
問 題 点 今 後 の 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザルの準備作業をスケジュールどおりに進めていく。 ・ 本件プロポーザルにより選定された事業者とともに、システム再構築業務を推し進める。 									